2017年03月改訂（第2版、新記載要領に基づく改訂）
2012年10月作成（第1版）

医療機器認証番号：223AFBZX00115000

歯科材料02　歯冠材料
管理医療機器　アクリル系レジン歯(70807000)

フラットティース

【禁忌・禁止】
本材に対して発疹、皮膚炎などの過敏症の既往歴のある患者には使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】
1)成分
本品は以下の種類があり、記載の成分を含有する。

種類	成分
臼歯	ＰＭＭＡ、その他

2)形態及び色調
本品は以下の形態及び色調を有する。

種類	上下	形態	色調
臼歯	上下顎	30,32	A3

本品の寸法については、当社モールドチャート参照のこと。

【使用目的又は効果】
義歯に植立するアクリルレジン製の既製人工歯

【使用方法等】
①義歯の製作
通法の床義歯製作方法によって作製すること。
②研磨方法
ブラシ、布バフ等を用い、ダイヤモンドペースト等の研磨材にて艶だし研磨を行うこと。
[使用方法に関連する使用上の注意]
①粉液タイプのアクリル樹脂以外の床用樹脂を用いて、義歯を作製する場合は、本人工歯に接着しないので、床用樹脂メーカーの指定の方法に従って前処理をすること。
②口腔内での色素沈着による着色（煙草のヤニなどが原因）を除去する場合は、みがき砂をつけ、義歯用ブラシを用いて研磨した後、亜鉛華（酸化亜鉛）をつけ、軟毛ブラシを用いて艶出し研磨すること。
③シアノアクリレート系の瞬間接着剤を用いて、本人工歯を仮固定すると、重合後、開リン時に本人工歯の表面が剥離したり、破折したりする恐れがあるので、使用しないこと。
④形態修正箇所の研磨を十分に行うこと。

【使用上の注意】
1)使用上の注意
①破損の原因ともなるため、本品を過度に削合したりしないこと。
②義歯床を作製するときには本品基底面に維持孔を作製することが望ましく、また石膏分離材使用時に分離材が基底面に付着しないように注意すること。
③義歯床掘り出し時には破損のおそれがあるため、石膏鉗子の取り扱い等十分注意すること。
④本品を含む歯科技工物の研磨作業等の際には、粉塵による人体への影響を避けるために、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
2)重要な基本的注意
①本品の使用により発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状が現れた患者には、使用を中止し、医師の診察を受けさせること。
②本品の使用により発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状が現れた術者は、使用を中止し、医師の診察を受けること。

【保管方法及び有効期間等】
［保管方法］
・本材は高温多湿、直射日光を避けて保管すること。
・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者　：　山八歯材工業株式会社
電話番号　：　0533-57-7121
ＦＡＸ番号　：　0533-57-1764
e-mail　：　box@yamahachi-dental.co.jp

製造業者　：　山八歯材工業（常熟）有限公司
製造先国名　：　中華人民共和国